

社会福祉法人 厚木慈光会 役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚木慈光会（以下「法人」という）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、評議員、理事、監事をいう。

2 本規程でいう役員会とは、評議員会、理事会、監事会をいう

第2章 報酬及び旅費

(役員会等の出席報酬)

第3条 役員等がそれぞれ出席義務を有する役員会に出席したときは、下記により報酬を支払うことができる。

2 役員等が役員会の要請により出席義務を有しない役員会に出席したときは、下記により報酬を支払うことができる。

算定基準居住地区分	厚木市・愛川町	その他市町村
役員会出席報酬	7,000円	10,000円

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、下記により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 報酬及び旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

報酬（日額）	宿泊費	旅費	その他の経費
10,000円	実費	実費	実費

第3章 退任慰労金

(金額の算定)

第5条 退任役員等に対する退任慰労金の額は、下記の基準額に在任期間の年数を乗じて算出した額とする。

2 在任期間の計算は、就任日から起算日とする。1年に満たない端数月については、6ヶ月未満は切り捨て、6ヶ月以上は切り上げるものとする。

役職	理事長	理事・監事	評議員
基準額	30,000円	20,000円	10,000円

(支給の方法)

第6条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第7条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び当該退任者が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第4章 慶 弔

(受章祝金)

第8条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、神奈川県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章等を受けたときは、別表1に定める祝金を現金にて支給する。

(傷病見舞金)

第9条 役員等が傷病により継続して2週間以上入院した場合は、別表1に定める傷病見舞金を現金にて支給する。

(災害見舞金)

第10条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けた時は、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を現金にて支給する。

(弔慰金)

第11条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより、相続人に弔慰金を現金にて支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第12条 役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を現金にて支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第5章 附 則

(適用除外)

第13条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用することはできない。

(改廃)

第14条 この規程を改正または廃止する場合は、評議員会及び理事会の決議を経なければならない。

この規程は、平成29年6月15日より適用する。

別表1 祝金及び見舞金

区分	支給基準額
受章祝金	ア) 厚生労働大臣、神奈川県知事表彰：20,000円 イ) 国の褒章制度による褒章：30,000円 ウ) 理事長が指定した褒章等：10,000円以上30,000円以内
傷病見舞金	ア) 業務上の傷病による見舞金（通勤災害を含む）：30,000円 イ) 私傷病見舞金：10,000円
災害見舞金	被害の程度により10,000円以上50,000円以内

別表2 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000円	生花・弔電
理事	70,000円	
監事	70,000円	
評議員	50,000円	

別表3 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000円	生花・弔電
子	30,000円	
父母	10,000円	
配偶者の父母	10,000円	
祖父母	10,000円	弔電
兄弟姉妹	10,000円	